

令和3年度

県営住宅

防火管理業務委託

仕 様 書

兵庫県住宅供給公社 住宅管理部

県営住宅 防火管理業務委託仕様書

この仕様書は、下記対象物件の防火管理業務委託について、必要な事項を定めるものとする。

1. 委託期間

令和3年4月1日～令和6年3月31日（3年間）
但し神戸地区は令和5年3月31日までとする。（2年間）

2. 対象物件概要

- (1) 団地名 別表のとおり
- (2) 所在地 同上

3. 防火管理者

兵庫県住宅供給公社

4. 業務内容

受託者は、防火管理者と協議し、下記業務を実施する。
また、受託者は、「消防法」「消防法施行規則」等関係法令を遵守し、業務を実施すること。

	実施回数／年
(1) 防火管理者の届出（選任・解任）の補助	随時
(2) 消防計画作成（変更）及び届出の補助	随時
(3) 消防訓練の実施	1回／年
各団地各自治会ごとに日程調整し実施	
(4) 消防用設備点検、整備の立会	2回／年
報告書の確認	
(5) 火災予防上の自主点検	6回／年
各団地の火気、消防用設備について目視点検	
(6) 防火管理維持台帳の作成	随時
(7) 消防査察の立会	随時
(8) 火災発生時、	随時
または非火災報発生時の対応についての補助	
異常発生後の処置について適切に助言	
(9) その他防火管理上必要な業務の補助	随時

5. 提出書類について（成果物として提出する書類は、以下のとおりとし、各業務を遂行した後、消防署に提出することとする。）

(1) 防火管理者選任（解任）届出書	別添様式1
(2) 消防計画作成（変更）届出書	別添様式2
(3) 消防訓練実施届出書	別添様式3
(4) 防火自主点検結果報告書	別添様式4
(5) 防火自主点検票	別添様式5
(6) 防火管理業務の委託状況	別添様式6

防火管理者選任(解任)届出書

		年 月 日	
消防署長 殿			
届出者			
住 所			
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) ㊤			
下記のとおり防火管理者を選任(解任)したので届け出ます。			
防火対象物	所在地		
	名 称	電話 ()	
	用 途	令別表第1 () 項	収容人員
	種 別	甲種・乙種	管理権原 単一権原・複数権原
	区 分	名 称	用 途 収容人員
	※消防法施行令第2条を適用するもの		
	※消防法施行令第3条第3項を適用するもの		
防火管理者	選任	氏名・生年月日	年 月 日生
		住 所	
		選任年月日	年 月 日
		職務上の地位	
		資格	講習 講習機関 種別 甲種 甲種講習・再講習・乙種 修了年月日 年 月 日
	解任	氏名・生年月日	年 月 日生
		住 所	
		解任年月日	年 月 日
		解任理由	
		その他必要事項	
※※ 受 付 欄		※※ 経 過 ・ 欄	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- ※印の欄は、消防法施行令第2条を適用するものにあつては同一敷地内にある同令第1条の2の防火対象物ごとに、消防法施行令第3条第3項を適用するものにあつては管理権原に属する部分ごとに記入すること。
- 消防法施行令第1条の2第3項第二号及び第三号の防火対象物にあつてはその他必要な事項の欄に工事が完了した際の防火対象物の規模を記入すること。
- 消防法施行令第3条第2項を適用するものにあつてはその他必要な事項の欄に管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが防火管理上必要な業務を適切に遂行することができない理由を記入すること。
- ※※印の欄は、記入しないこと。

消防計画作成（変更）届出書

年 月 日	
消防署長 殿	
防火管理者	
住所 _____	
氏 名 _____ 印	
管理権原者	
住所 _____	
氏 名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名) 印	
別紙のとおり消防計画作成（変更）したので届け出ます。	
防火対象物の所在地	
防火対象物の名称 (変更の場合は、 変更後の名称)	
防火対象物の用途 その他必要な事項 (変更の場合は、 主要な変更事項)	
※ 受付欄	※ 経過欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 ※印の欄は、記入しないこと。

消防訓練実施届出書

年 月 日			
あて先 消防署長			
防火管理者			
住所 _____			
氏名 _____ ⑩			
防火対象物の所在地		(電話 -)	
防火対象物の名称		用途	
日	時	年 月 日 時 分 ~ 時 分	
実施内容	訓練の規模	☐ 防火対象物全体の総合訓練 ☐ 防火対象物の一部で行う部分訓練	
	訓練の内容	☐ 避難訓練 ☐ 通報訓練 ☐ 消火訓練	
	訓練参加人員	職員 人 その他 人 計 人	
	立会い等消防署に対する希望	消防職員派遣の要否 ☐ 要 ☐ 否	
※受付欄		※経過欄	

備考 1 ※印の欄は、記入しないこと。
 2 該当する口内にレ印を記入すること。
 3 訓練概要欄に実施内容が記載しきれない場合には別紙とすること。

防火自主点検結果報告書					
					年 月 日
(あて先)		消防署長			
		届出者			
		住 所 _____			
		氏 名 [法人の場合は、名称 _____]			
		及び代表者氏名] 印 _____			
		電話番号 _____			
下記のとおり防火対象物の点検を実施したので、報告します。 記					
防火対象物	所 在 地				
	名 称				
	用 途				
	構造・規模		造 地上 階 地下 階 床面積 m² 延べ面積 m²		
点 検 実 施 日					
点 検 票		別添のとおり			
点 検 者	住 所				
	氏 名				
	免 状	講習機関名	免状交付年月日	免状交付番号	再講習受講年月日
			年 月 日	第 号	年 月 日
※受 付 欄		※経 過 欄		※備 考	

備考1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 点検者の免状の欄は、防火対象物点検資格者が点検を行った場合に記載する。

3 ※印の欄は、記入しないこと。

防 火 自 主 点 検 票

防 火 管 理 者							①
立 会 者							①
点 検 年 月 日		年 月 日 ~ 年 月 日					
防 火 対 象 物 の 概 要	階 別 概 要 (号 棟)	事 項 階 別	用 途	床 面 積	点検する部分の床面積	備 考	
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		階		m ²	m ²		
		合計		m ²	m ²		
備 考							

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 防火対象物の概要が欄に記載できない場合は、別紙に記載し添付すること。

防火管理業務の委託状況（ 年 月 日現在）

防火対象物名称	
管理権原者氏名	
防火管理者氏名	
受託者の氏名及び住所 法人にあっては名称及び主たる 事務所の所在地	氏名（名称） 住所（所在地） TEL
	担当事務所 TEL
受託者の行う防火管理業務の範囲	
受託者の行う防火管理業務の方法	

防火管理業務を行う対象住宅一覧

(令和2年12月1日現在)

地区	住宅名	所在地	構造	棟数	管理戸数
神戸	住吉台鉄筋	神戸市東灘区住吉台6、7、8	中耐	13	450
神戸	野寄鉄筋	神戸市東灘区西岡本1丁目12	中耐	3	100
神戸	本庄高層・(特)本庄高層	神戸市東灘区本庄町2丁目12	高耐	1	72
神戸	深江北町高層	神戸市東灘区深江北町3丁目7	高耐	1	118
神戸	深江北町第2住宅	神戸市東灘区深江北町5丁目5	高耐	1	110
神戸	深江鉄筋	神戸市東灘区深江北町1丁目4、他	中耐	9	236
神戸	深江本町高層	神戸市東灘区深江本町3丁目4	高耐	1	28
神戸	本山南町鉄筋	神戸市東灘区本山南町2丁目14	中耐	2	47
神戸	青木高層・鉄筋	神戸市東灘区北青木1丁目2	高耐等	7	314
神戸	青木第2鉄筋	神戸市東灘区北青木2丁目3	中耐	1	39
神戸	魚崎南鉄筋	神戸市東灘区魚崎南町2丁目13、他	中耐	4	72
神戸	魚崎南高層	神戸市東灘区魚崎南町5丁目10	高耐	1	130
神戸	篠原北町鉄筋	神戸市灘区篠原北町4丁目9、他	中耐	4	58
神戸	楠丘高層・(特)楠丘高層	神戸市灘区楠丘町3丁目1	高耐	1	202
神戸	岩屋北町高層・鉄筋	神戸市灘区岩屋北町4丁目3	高耐等	2	64
神戸	灘の浜高層	神戸市灘区摩耶海岸通2丁目3	高耐	3	286
神戸	大日高層	神戸市中央区大日通1丁目2	高耐	1	105
神戸	大倉山高層	神戸市中央区下山手通7丁目17、他	高耐	2	510
神戸	南本町高層・鉄筋	神戸市中央区南本町通4丁目4	高耐等	2	75
神戸	脇の浜高層	神戸市中央区脇浜海岸通3丁目2	高耐	4	253
神戸	大倉山住宅	神戸市兵庫区馬場町12	中耐	2	47
神戸	上湊川高層	神戸市兵庫区荒田町2丁目20	高耐	1	252
神戸	大開高層	神戸市兵庫区大開通8丁目2	高耐	1	270
神戸	明和高層	神戸市兵庫区明和通2丁目1	高耐	1	226
神戸	長田天神高層・鉄筋	神戸市長田区長田天神町6丁目5	高耐等	3	348
神戸	五位ノ池住宅	神戸市長田区五位ノ池町2丁目2	高耐	1	81
神戸	中村鉄筋	神戸市長田区真野町9	高耐	1	60
神戸	西尻池高層	神戸市長田区西尻池町1丁目3	高耐	1	116
神戸	白川台鉄筋	神戸市須磨区白川台2丁目37	中耐	16	670
神戸	白川台東高層・鉄筋	神戸市須磨区白川台4丁目28	高耐等	3	89
神戸	水野鉄筋	神戸市須磨区水野町2	中耐	1	27
神戸	小東山高層	神戸市垂水区多聞町字小東山868-789	高耐	1	144
神戸	新多聞鉄筋	神戸市垂水区学が丘3丁目3	中耐	7	240
神戸	新多聞第2鉄筋	神戸市垂水区本多聞2丁目1	中耐	18	230
神戸	桃山台第1鉄筋	神戸市垂水区桃山台1丁目1	中耐	1	20
神戸	桃山台高層	神戸市垂水区桃山台1丁目19	高耐	1	84
神戸	桃山台第2鉄筋	神戸市垂水区桃山台1丁目17	中耐	11	249
神戸	桃山台第3鉄筋	神戸市垂水区桃山台5丁目17	中耐	5	140
神戸	下畑高層・鉄筋	神戸市垂水区下畑町字鷺ヶ尾303-9、他	高耐等	4	200
神戸	東垂水鉄筋	神戸市垂水区青山台6丁目1	中耐	11	540
神戸	高丸住宅	神戸市垂水区高丸5丁目6	高耐	4	243
神戸	高丸第2鉄筋	神戸市垂水区高丸5丁目5	中耐	1	32
神戸	城が山鉄筋	神戸市垂水区城が山5丁目2	中耐	1	46
神戸	鹿の子台南鉄筋	神戸市北区鹿の子台南町6丁目18	中耐	5	150
神戸	鈴蘭台高層	神戸市北区山田町小部字南山2-456	高耐	1	203
但・丹	豊岡一本松鉄筋	豊岡市庄境977-1	高耐	2	87
但・丹	豊岡高屋鉄筋	豊岡市高屋570-23	中耐	1	20
但・丹	豊岡今森鉄筋	豊岡市今森281-1	中耐	1	54
但・丹	日高国府高層	豊岡市日高町上石234-1	高耐	1	78
但・丹	出石室見台鉄筋	豊岡市出石町細見850-1	中耐	1	27
但・丹	篠山乾新町鉄筋	篠山市乾新町175-1	中耐	1	21
但・丹	篠山吹上鉄筋	篠山市吹上70-2	中耐	1	65
但・丹	篠山稲ヶ坪住宅	篠山市稲ヶ坪甲57	中耐	1	50
但・丹	八鹿伊佐鉄筋	養父市八鹿町伊佐335	中耐	3	36
但・丹	養父広谷上箇鉄筋	養父市上箇宮ノ前448-2	中耐	1	24
但・丹	市島中竹田鉄筋	丹波市市島町中竹田4510	中耐	1	30
但・丹	氷上成松鉄筋	丹波市氷上町成松字高畑ケ500-7	中耐	4	80
但・丹	氷上石生住宅	丹波市氷上町石生1051-1	準耐	1	24
但・丹	柏原南多田鉄筋	丹波市柏原町柏原2984-1	中耐	2	70
但・丹	柏原南多田住宅	丹波市柏原町柏原2984-1	高耐	1	130
但・丹	和田山枚田鉄筋	朝来市和田山町枚田字カメナシ1656-1	中耐	1	20

地区	住宅名	所在地	構造	棟数	管理戸数
淡路	緑広田鉄筋	南あわじ市広田中筋字森ケ内679-4	中耐	1	22
淡路	緑倭文鉄筋	南あわじ市倭文長田281-1	中耐	1	24
淡路	三原榎列鉄筋	南あわじ市榎列松田748-1	中耐	2	40
淡路	西淡志知鉄筋	南あわじ市志知南4-1	中耐	1	12
淡路	南淡賀集鉄筋	南あわじ市賀集立川瀬3-2	中耐	1	22
淡路	南淡福良鉄筋	南あわじ市福良丙39	中耐	1	40
淡路	東浦久留麻鉄筋	淡路市久留麻18-3	中耐	3	80
淡路	東浦久留麻第2鉄筋	淡路市久留麻31-19	中耐	1	20
淡路	北淡浅野南鉄筋	淡路市浅野南59-1、他	中耐	2	65
淡路	北淡育波鉄筋	淡路市育波2092-1	中耐	1	20
淡路	一宮尾崎鉄筋	淡路市尾崎1743-1	中耐	1	21
淡路	一宮北山第2鉄筋	淡路市北山10-1	中耐	1	20
淡路	津名中田鉄筋	淡路市中田50-2	中耐	2	60
淡路	津名塩尾鉄筋	淡路市塩尾字古川井手749-8	中耐	3	70
淡路	五色都志鉄筋	洲本市五色都志285-8	中耐	1	20
淡路	五色広石鉄筋	洲本市五色町広石中235-2	中耐	2	36
淡路	洲本下内膳鉄筋	洲本市下内膳西ノ内464-2	中耐	1	30
淡路	洲本上加茂鉄筋	洲本市上加茂72-1	中耐	4	100
淡路	洲本物部住宅・鉄筋	洲本市物部3丁目9	中耐	3	94
淡路	洲本宇原鉄筋	洲本市宇原755-1	中耐	5	150
北播磨	西脇日野ヶ丘住宅	西脇市富吉南町249-12	高耐	1	84
北播磨	西脇蒲江住宅	西脇市蒲江577	中耐	1	41
北播磨	西脇鹿野住宅	西脇市鹿野町554-2	準耐	1	33
北播磨	西脇谷町住宅・鉄筋	西脇市谷町108-1	中耐	4	103
北播磨	三木朝日ヶ丘住宅・鉄筋	三木市別所町朝日ヶ丘1-141	中耐	2	72
北播磨	三木高木鉄筋	三木市別所町高木70	中耐	7	200
北播磨	三木大塚鉄筋・大塚第2鉄筋	三木市大塚2丁目3	中耐	6	176
北播磨	小野田園町住宅・鉄筋	小野市田園町859-1	中耐	3	105
北播磨	小野垂井鉄筋	小野市神明町417-4	中耐	4	130
北播磨	小野神明住宅	小野市神明町417-4	高耐	1	50
北播磨	加西北条鉄筋	加西市北条町北条452-3	中耐	3	51
北播磨	加西東高室高層・鉄筋	加西市北条町東高室1161-1	高耐等	3	78
北播磨	社上中鉄筋	加東市上中2丁目16	中耐	5	80
北播磨	社梶原鉄筋	加東市梶原333-4	中耐	2	70
北播磨	八千代下野間住宅	多可郡多可町八千代区下野間33-349	準耐	1	21
西播磨	相生若狭野高層・鉄筋	相生市若狭野町八洞370、他	高耐等	3	108
西播磨	赤穂湯ノ内鉄筋	赤穂市大津652-3	中耐	1	35
西播磨	赤穂中広鉄筋	赤穂市中広1070、他	中耐	4	71
西播磨	赤穂千鳥高層	赤穂市中広1576-32、他	高耐	3	216
西播磨	赤穂尾崎鉄筋	赤穂市尾崎字本水尾3104-5、他	中耐	3	90
西播磨	一宮須行名鉄筋	宍粟市一宮町須行名866-203	中耐	1	21
西播磨	山崎三谷鉄筋	宍粟市山崎町三谷向山57	中耐	3	36
西播磨	山崎横須鉄筋	宍粟市山崎町横須102	中耐	1	27
西播磨	新宮向畑住宅	たつの市新宮町新宮1088	中耐	1	60
西播磨	新宮中野庄住宅	たつの市新宮町中野庄177-1	準耐	1	36
西播磨	新宮船渡鉄筋	たつの市新宮町船渡57-1	中耐	1	60
西播磨	竜野菅田鉄筋	たつの市菅田町広山1-1-3	中耐	3	39
西播磨	龍野中臣住宅	たつの市揖保町中臣1330-1、他	中耐	2	99
西播磨	太子天満山鉄筋	揖保郡太子町天満山91-2、他	中耐	7	230
西播磨	(特公)播磨科学公園都市高層	赤穂郡上郡町光都2丁目20	高耐	1	54
	合計			304	12,214

地区	住宅数	棟数 合計	管理戸数 合計
神戸地区	45	165	7,976
但馬・丹波地区	15	23	816
淡路地区	20	37	946
北播磨地区	14	44	1,294
西播磨地区	15	35	1,182
合計	109	304	12,214

令和3年度

県営住宅

消防用設備等点検・整備業務委託

仕 様 書

兵庫県住宅供給公社 住宅管理部

【1】 一 般 事 項	
1. 業務委託名	消防用設備等点検・整備業務委託
2. 履 行 場 所	別添対象住宅一覧による
3. 履 行 期 間	令和3年4月1日～令和6年3月31日までとする。（3年間） 但し神戸地区は令和5年3月31日までとする。（2年間）
4. 業務委託範囲	この設計図書（仕様書、内訳明細書の記載事項）に示す範囲とする。
5. 業務委託仕様	特記仕様書及び設計図に記載する事項の他は、公共住宅建設工事共通仕様書（国土交通省住宅局住宅総合整備課監修）令和元年度版、建築保全業務共通仕様書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）平成31年版、建築設備定期検査業務基準書（国土交通省住宅局建築指導課監修）2016年版による。
6. 完遂努力義務	本業務は、住戸内の消防設備等も対象となるため、点検日を複数日設ける等により、業務の完遂に努めること。 なお、点検未実施の住戸等は減額の対象とする。
【2】 委託業務概要	
1.	本業務は、消防法第17条の3の3に基づく法定点検を実施するものである。
2.	本業務は、点検を年2回実施するものとし、1回目は、機器点検・総合点検、2回目は機器点検を実施するものとする。（報告書提出期限はP-5を参照のこと。）
【3】 特記仕様書	
1.	消防用設備等については、「消防用設備等の点検基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」（昭和50年10月16日消防庁告示第14号）、「消防法施行規則の規定に基づき消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件」（昭和50年4月1日消防庁告示第3号）、「消防用設備等の点検要領の全部改正について」（平成14年6月11日消防予第172号）及び「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日消防予第282号）～最新の通知の定めるところにより、適正に行うこと。 同施行細則（昭和37年12月3日 規則第92号）の定めるところにより、適正に行うこと。
2.	点検は、必要な資格を有する者が行うものとし、契約締結後、速やかに点検作業員の保有する資格証の写しを公社担当者に提出すること。

3. 点検作業員は、必ず受託者の正式な作業服を着用し、身分証をよく見える位置に掲示の上、作業を行うこと。

(身分証の例)

(1) 大きさは名刺サイズ以上

(2) 印は所属会社の社印

身 分 証	
写 真 2cm×3cm 程度	氏 名 ○○ ○○
	業 務 名 県営○○住宅他○住宅 防災設備点検業務
	工 期 自 令和○年○月○日 至 令和○年○月○日
	会 社 名 (株)○○○○○○○ 印

4. 点検実施時に各設備の正確な数量を調査・報告することとし、点検に必要な設備は、設計数量と相違する場合も公社担当者と協議の上、原則全数点検すること。

5. 点検日程は、自治会と調整の上、決定し、詳細の工程表を公社担当者に提出すること。

特に、連結送水管の耐圧試験実施予定日等を、工程表に明記すること。なお、自治会の都合等により工程に変更を生じた場合は、その都度、書面により公社担当者へ報告すること。

6. 住戸内の設備点検は、事前にチラシを対象住戸に配布する等、点検実施率が上がるよう努めること(点検日時を案内し、入居者の都合が悪い場合は、連絡をもらえるようにしておくこと)。また、点検日は入居者の要望に対応できるよう、各団地毎に複数日設けること。

7. 自治会、入居者等への配布文書は、事前にすべて公社担当者に提出し、了解を得ること。

8. 事故・トラブル等の防止について

(1) 点検にあたっては、関係者(特に自治会役員・防火担当者)と十分協議して、事故・トラブル等の防止を図るとともに、当該点検に係る設備の概要、状況等を十分に把握して行うこと。

(2) 点検当日は、自治会役員に連絡を入れてから、作業を開始すること。

(3) 警備会社に遠隔監視業務を委託している団地については、点検開始前に警備会社へ連絡を入れること。

(4) 緊急通報システム(別紙参照)を設置している団地については、点検開始前にL S A室等へ連絡を入れること。

9. 点検は、防火管理者、自治会役員等(住戸内は入居者)の立会の下で行うこと。その際、設置されている防災設備の概要及び各機器の使用方法について、立会者に簡単な説明を行うこと。

10. 点検を行った設備には、点検済票を貼り付けるものとするが、消防設備については、
(財)日本消防設備安全センターの定める「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」によるこ
ととし、建築基準法設備については、すべてに貼り付けるものとする。
(1) 抜き取り方式、隔年での実施等全数の実施を要しない点検項目については、当該点検を実
施した設備が特定できるよう、点検年月日、点検項目を記載した点検済票等を当該設備に
貼り付けること。
(2) 点検済票等については、事前に種類毎にサンプルを公社担当者あて提出し、確認を受けること。
11. 消火器の点検について
(1) 機能点検及び放射テストは、点検履歴を基に、古いものから規定の本数を実施し、実施後は新しい
消火器に入れ替えを行うこととし、契約最終年において製造後10年を超える消火器がある場合は
別途調整するものとします。
(2) 点検結果については、法定の様式その他、「消火器具点検結果報告書」(別添様式5-1)
及び「消火器具リスト」(別添様式5-2)を提出すること。
(3) 県シールを支給するので、現地に県シールが貼付されていない消火器に、貼付すること。
(余ったシールは、公社担当者へ返却すること。不足の場合は、その旨申し出ること。)
12. ホースの耐圧性能に関する点検について
(1) 屋内消火栓等のホースの耐圧性能に関する点検は、ホースの製造年、点検履歴を確認の上、
消防法令に基づく点検対象設備すべてについて、実施すること。
(2) 点検結果については、「ホースの耐圧性能に関する点検結果報告書」(別添様式6)を提出のこと。
13. 連結送水管の配管等の耐圧性能に関する点検について
(1) 連結送水管の配管等の耐圧性能に関する点検(以下、「耐圧試験」)は、配管等の製造年、
点検履歴を確認の上、消防法令に基づく点検対象設備すべてについて、実施すること。
(2) 事前に団地自治会及び入居者に対し、耐圧試験の実施日時、試験の趣旨、漏水の可能性、
万一の場合の緊急連絡先(受託者の連絡先とする。)を周知しておくこと。
(3) 耐圧試験の実施にあたっては、事前に目視点検を行い、配管の要所に人員を配置して、漏
水の早期発見に努めること。
(4) 耐圧試験中に水損の恐れのある漏水が認められた場合には、即座に試験を中止し、直ちに
公社担当者へ報告すること。
(5) 耐圧試験の結果については、設計送水圧、試験機器の型式等試験条件を明記した点検結果
報告書(参考様式 別添様式8)を提出すること。

(6) 耐圧試験の実施を要しない場合も、配管の状況について調査の上、「連結送水管に関する調査報告書」(別添様式9)を提出すること。
(7) 耐圧試験の結果が不良の場合は、不良箇所の特定に努めること。
14. 感知器の点検について
(1) 緊急通報システムの設置されている住戸について、感知器の点検を行う際は、発報後、即座に当該システムの自動通報装置等の「取消」ボタンを押して、点検による誤報が外部に通報されないようにすること。なお、遠隔試験機能付の感知器について、遠隔試験器による戸外からの点検中に、自動通報装置が作動した事例があるので、事前に点検日時、関係通報先への連絡を入居者に徹底する等、トラブルの防止に努めること。
(2) 煙感知器により、自動閉鎖する防火扉については、作動時に防火扉が完全に閉鎖することを確認すること。
(3) 平成19年度以降に設置した住宅用火災警報器は点検不要である。
15. 誘導灯の点検について
(1) 誘導灯に内蔵の非常電源を各階ごとに設置台数の10%以上の台数について、定格の時間、非常点灯するかどうか、抜き取り方式により確認すること。
(2) 点検結果については、法定の様式その他、「誘導灯の非常電源に係る点検結果報告書」(別添様式7)を提出すること。
16. 点検用の機器及び薬剤・ガス等消耗品、その他点検に要する機材はすべて、受託者において用意すること。また、現地の薬剤・ガス等消耗品を使用した場合は、点検後、受託者の負担で補充すること。
17. 応急的な設定変更等軽微な不良箇所への保守対応については、本委託業務に含むものとし、その範囲は、つぎに示すとおりとする。
(1) 汚れ、詰まり、付着等がある部品又は点検部の清掃
(2) 取付け不良、作動不良、ずれ等がある場合の調整
(3) ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増し締め
(4) つぎに示す消耗部品の交換又は補充
① 潤滑油、グリス、充填油等
② 表示灯等のランプ類、ヒューズ類、精製水
③ 交換可能な一次電池(乾電池・リチウム電池等)
(5) 接触部分、回転部分等への注油

(6) 軽微な損傷がある部分の補修

(7) 塗装（タッチペイント）

(8) その他これらに類する軽微な作業

18. 委託業務完了後であっても、設備の保守上、公社担当者、自治会等から点検結果、不良内

容等について、照会を行う場合があるので、所要の説明を行うこと。

19. 提出書類について（成果物として提出する書類は、以下のとおりとする。）

書 類	提出時期及び部数	摘 要
消防用設備等点検結果総括表	1回目2部/2回目1部	消防法関係法令の定める様式とする。
消防用設備等点検結果報告書	1回目2部/2回目1部	消防法関係法令の定める様式とする。
建築設備定期検査報告書	1回目2部	建築基準法関係法令の定める様式とする。
非常用の照明装置定期検査項目表	1回目2部	建築基準法関係法令の定める様式とする。
不良箇所一覧表（紙・電子媒体）	1/2回目共各1部	別添様式1-1
不良箇所報告書（紙・電子媒体）	1/2回目共各1部	別添様式1-2
応急的保守対応実施箇所一覧表（紙・電子媒体）	1/2回目共各1部	別添様式1-3
避難器具調査報告書（紙・電子媒体）	1/2回目共各1部	別添様式2-1
避難器具不良箇所一覧表（紙・電子媒体）	1/2回目共各1部	別添様式2-2
防災設備点検業務内訳数量訂正リスト	1/2回目共各1部	別添様式3
防災設備点検業務完了確認書	1/2回目共各1部	別添様式4
消火器具点検結果報告書	1/2回目共各1部	別添様式5-1
消火器具リスト	1回目1部	別添様式5-2
ホースの耐圧性能に関する点検結果報告書	1/2回目共各1部	別添様式6
誘導灯の非常電源に係る点検結果報告書	1/2回目共各1部	別添様式7
連結送水管耐圧試験結果通知書	1回目1部	別添様式8（参考様式）
連結送水管に関する調査報告書	2回目1部	別添様式9
防災設備点検業務未済住戸リスト	1/2回目共各1部	別添様式10
点検写真	1/2回目共各1部	
その他	随時	公社担当者が指示する書類

注：様式1-1、1-2、2-1、2-2については、電子データ（媒体はCD-R等、データ型式はCSV又はMicrosoft Excel型式）でも提出のこと。

※ 提出書類については、ファイルに整理の上、保管ケース（KOKUYO A4-FBX3相当品）と共に提出するものとする。

〔 1回目点検分の報告書提出期限：毎年9月30日迄
2回目点検分の報告書提出期限：毎年1月31日迄 〕

(1) すべての書類は、種類別にハードファイル等にファイリングした上で提出するものとし、

インデックスを種類別、団地別に付けること。

(2) 防火管理者、自治会長、立会者等の記名押印の必要な書類については、確実に記名押印が

なされるよう、受託者において責任をもって対応すること。

(3) 「消防設備等点検による不良箇所報告書」（別添様式1-1）は、現地の不良箇所が特定できるよう

具体的に記載し、番号（連番）を付した当該不良箇所の写真と照合できるように整理すること。

また、2回目点検においては、1回目で確認された不良箇所の変化について確認し、変化があ

った場合は、その旨を記載し、報告すること。

(4)「避難器具調査報告書」(別添様式2-2)は、点検対象の避難器具すべてについて、作成すること。詳細については、別添「避難器具調査報告書の記載について」によること。
(5)「内訳数量訂正リスト」(別添様式3)は、実際に設置されている器具の数量が、設計と相違する場合に提出すること。なお、数量の訂正を行う場合は、設置場所、器具の仕様等根拠資料を添付すること。
(6)「完了確認書」(別添様式4)は、点検業務完了後、各団地の立会者に記名、押印をしてもらい、提出すること。
(7)「点検写真」は、団地、棟、設備、主要な点検項目毎に点検作業中の写真を撮影するほか、「消防設備等点検による不良箇所報告書」・「内訳数量訂正リスト」に記載した箇所は、不良箇所が明確に判明できるよう全箇所撮影の上、提出のこと。
避難ハッチ、防火戸は、これだけで、ひとまとめにして提出のこと。
(8)泡、不活性ガス、ハロゲン化物、粉末の各消火設備については、放射点検を実施した区画を明示した平面図、その他試験成績書等公社担当者の指示する報告書を提出すること。
(9)「防災設備点検未済住戸リスト」は、入居者不在等の理由により、点検業務未実施となった住戸及び対象設備について記入の上、提出すること。
20. 委託者が必要と判断した場合は、点検で判明した不良箇所及び内容について説明すること。
21. 受託者は必要に応じ本業務について(進捗状況、各消防署対応等)説明すること。
22. 受託者は、委託業務の遂行上知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならず、この契約が終了した後も同様とする。
23. 不良箇所一覧表(様式1-1)には、蓄電池の型番等を正確に記入のこと。
24. 非常照明設備は、年1回点検とし1回目に実施すること。
25. 受託者は公社担当者より指示があった場合は、機器点検及び総合点検の報告書を、所轄の消防署へ提出すること。

地区名：_____地区

点検時期：令和 年度 前期・後期

印

注意事項: 「不良内容」及び「仕様・内訳」については、出来るだけ詳しく記載すること。

令和 年 月 日

消防設備等点検による不良箇所報告書

団地名： 県営 神戸〇〇高層 住宅

受託名： 保守（防災）第 n 号

点検日： 令和 年 月 日

受託者： 印

写真 No.	設 備 名	不良機器の箇所	不 良 内 容	補修項目等
	消火器	1号棟101前MB	設置表示板なし	A
		1号棟201前MB	"	A
		2号棟304前MB	"	A
	連結送水管設備	2号棟地中埋設部分	耐圧試験実施の結果漏水が見られる。	B
		(105号室前共用廊下の下)		
	非常警報設備	2号棟503号室前	バッテリー不良(参考型番：A社BT-0240)	A
	"	2号棟603号室前	"	A
	"	2号棟703号室前	"	A

- 写真Noは、当該不良箇所の部位を撮影した写真の番号とし、団地毎に連番を付し、不良箇所の照合ができるように整理する。
- 不良箇所については、号棟、階、号室（共用部にあつては、最寄りの号室）等、機器の位置を明確に記入する。
(例：×→「1階廊下」、○→「1号棟 1階廊下 101号室前」)
- 不良内容については、補修の見積ができる様に、不良内容を具体的に表記する。
(例：×→「非常警報不良」、○→「表示灯赤色カバー破損」)
- 避難ハッチの不良箇所については、別紙「避難器具調査報告書」に記入することとし、本表には記入しない。
- 補修項目等欄に、A（小規模な補修等を要する）、B（大規模な補修等を要する）いずれかの補修項目を記入する。

不良箇所 P. -

応急的保守対応実施箇所一覧表

地区名：_____地区

工事番号：保守（防災）第 号

点検時期：令和 年度 前期・後期

受託者：

印

[illegible]

注意事項：仕様書【3】の17で示す応急的保守対応を実施した住宅、箇所、設備、内様等について具体的に記載すること。

避難器具調査報告書（避難はしご）

団地名	県営	住宅（棟戸）	工事番号	保守（防災）第 号
点検者名	印	点検者	調査日	令和 年 月 日
資格		所属会社		

号棟

階別	設置住戸	梯子収納 ①あり ②なし	壁固定梯子 ①あり ②なし ①の場合 本数記入	形 状 ①角 ②丸 ③その他	寸 法 × 又は、φ 寸法記入	材 質 ①鉄 ②SUS ③その他	配置配列 ①縦直列 ②縦チドリ ③その他	器具の状況				備 考 ※現行の消防法に 適合しないものは 『不適合』とその理 由を記入すること
								A：取替が必要		B：補修・改修を要する		
								①上蓋破損（腐食による穴等） ②下蓋破損（腐食による穴等） ③蓋・枠共破損等 ④その他		①開閉調整が必要（油さし等） ②塗装が必要 ③ハッチ下部廻り漏水 ④その他（開閉不可等）		
				① ケ所 ② ケ所 ③ ケ所		① ケ所 ② ケ所 ③ ケ所		A： ケ所 ① ② ③ ④ ① ② ③ ④ ケ所 ケ所 ケ所 ケ所 ケ所 ケ所 ケ所 ケ所	B： ケ所			
								計				

- * 全ヶ所開閉点検の上記入のこと。
 * 該当する番号を記入のこと。
 * 避難器具の設置状況、形状等が現行の消防法に適合しないものは、備考欄に『不適合』と記入し、その理由を付記すること。
 * 点検未実施住戸についても記入する。その際、目視で分かる範囲を記入し、備考欄に『未実施』と記入すること。
 * 降下障害の場合は、障害原因住戸の部屋番号を記載すること。

避難器具改修住宅・改修箇所一覧表

地区名： 地区

工事番号：保守（防災）第 号

点検時期：令和 年度 前期・後期

受託者： 印

団 地 名	該当棟	ハッチ・はしご種類 (材質・サイズ)					計
		改修ハッチ・はしご (材質・サイズ)					
		取替要					
		小計					
	調整要	開閉調整					
		塗装要					
		小計					
		取替要					
		小計					
	調整要	開閉調整					
		塗装要					
		小計					
		取替要					
		小計					
	調整要	開閉調整					
		塗装要					
		小計					
		取替要					
		小計					
	調整要	開閉調整					
		塗装要					
		小計					
		取替要					
		小計					
	調整要	開閉調整					
		塗装要					
		小計					
合 計		取替要					
		小計					
	調整要	開閉調整					
		塗装要					
		小計					

《記入要領》

避難器具調査報告書から上記項目に従って記入して下さい。

②改修ハッチ・はしご(材質・サイズ)の欄は、避難器具の取替が必要な場合に記入

③不良団地の号棟を記入し、右欄の取替必要、調整要の区分し

※調整要の 部分は、開閉調整、塗装外の必要項目を記入

④不良住戸番号は既設器具の材質・サイズ毎に区分して記入

※既設器具の不良材質・サイズの下欄に改修後の器具の材質・サイズ・梯子収納の有無等を記入

⑤小計欄には、サイズ別の住戸数を記入

⑥計欄には、住宅団地毎のサイズ別小計を合計した数字を記入

注記：団地の不良箇所は、改修の工事種別により取替必要、調整要項目は団地の実態に応じて項目を作成してください。

例）取替のみ場合は、調整要の項目は削除とする。

防災設備点検業務 内訳数量訂正リスト (前半 ・ 後半)

団地名： 県営 令和

工事番号： 保守（防災）第 号

設備名： ()

受託者： _____ 印

設 置 場 所	数 量	単 位	備 考
合 計			
設計数量			
差 引			

1. 数量の訂正を要する設備毎に本様式1葉を作成すること。
2. 設置場所については、号棟、階、号室（共用部にあつては、最寄りの号室）等、明確に記載する。
3. 設備毎に設置場所と数量を記載し、数量の合計を求め、設計数量との差引を求めること。
4. 数量が多い場合は、すべての設置場所を列挙する必要はないが、備考欄に数量の根拠を記載する。
(例：熱感知器 定温式スポット型 3個（1室あたり）×30戸＝90個 等)

数量訂正 P. —

令和 年 月 日

私は本団地の標記点検業務（令和 年度 前半 ・ 後半 ）が完了したことをここに確認します。

1 確認者

団地名：鼎営（ ）住宅

役 職：自治会長・防火管理者・連絡員・管理人・その他（ ）

氏 名： () 印

住 宅：() 号棟 () 号室 (TEL — —)

2 点検年月日

令和()年()月()日 ~ 令和()年()月()日

3 点検実施者

(株)○○○○○○

(ボールペン等で記入してください。鉛筆、シャープペンシルは不可。)

消火器具点検結果報告書（ 前半 ・ 後半 ）

団地名： 県営 住宅 工事番号： 保守（防災）第 号
点検日： 令和 年 月 日 受託者： 印

番号	設置場所	種別	型式	製造者名	製造番号	製造年月	型式番号	点検結果（良・不良）		備考
								外形点検	内部及び機能点検 放射能力以外 放射能力	
点検実施本数集計										
消火器の種別・型式	消火器本数 総合計	うち 製造年から 3年以下	うち製造年から3年超8年以下 本数計		うち点検実施本数 放射能力以外 放射能力		うち製造年から8年超 本数計		うち点検実施本数 放射能力以外 放射能力	
水（蓄圧式）										
強化液（蓄圧式）										
機械泡（蓄圧式）										
粉末（蓄圧式）										
粉末（加圧式）										
消火器の種別・型式	消火器本数 総合計	うち 製造年から 3年以下	うち製造年から3年超		うち点検実施本数 放射能力以外 放射能力		1. 「消火器の内部及び機能点検」の実施本数は、消防法令に基づく抜き取り本数とすること。 3. 抜き取りによる点検は、特定の器具に偏らないよう、点検履歴を確認の上、対象器具を選定すること。 3. 点検を実施した消火器には、点検の種類、点検年月日が容易に識別できるよう表示を行うこと。			
水（加圧式）			本数計		うち点検実施本数 放射能力以外 放射能力					
強化液（加圧式）										
機械泡（加圧式）										
ハロゲン化物 二酸化炭素										
消火器の種別・型式	消火器本数 総合計	うち 製造年から 1年以下	うち製造年から1年超		うち点検実施本数 放射能力以外 放射能力					
化学泡（反応式）			本数計		うち点検実施本数 放射能力以外 放射能力					
消火器の種別・型式	消火器本数 総合計	うち点検実施本数 放射能力以外 放射能力								
外形欠陥あり										

消火器具リスト

No	住宅名	戸数	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	R2 2020	R3 2021	計
1																					
2																					
3																					
4																					
5																					
6																					
7																					
8																					
9																					
10																					
11																					
12																					
13																					
14																					
15																					
16																					
17																					
18																					
19																					
20																					
21																					
22																					
23																					
24																					
25																					

(本数を記入)

(備考)

- 1 後半の消火器具点検票に基づき、各団地について、消火器具製造年毎の本数を記載してください。
- 2 平成元年以前の消火器具は、それ以前の本数をまとめて記載してください。

消火器具リスト P. -

ホースの耐圧性能に関する点検結果報告書

団地名： 県営 令和

工事番号: 保守 (防災) 第 号

点検日： 令和 年 月 日

設備名：（ ）

受託者： _____ 印

[illegible]

1. 消防法令に基づき「ホースの耐圧性能に関する点検」の実施を要する設備（例参照）ごとに本票を作成すること。
（例：「屋内消火栓設備」「泡消火設備」「屋外消火栓設備」「動力消防ポンプ設備」「連結送水管」「可搬消防ポンプ等」等）
2. 点検を実施したホースには、点検実施年月日が容易に識別できるよう表示を行うこと。
3. 点検の実施を要しない場合も、対象設備の設置状況を調査の上、本票を作成すること。（この場合、点検結果の記載は要しない。）

耐压性能 P. —

誘導灯の非常電源に係る点検結果報告書

團地名：鼎營 令和

工事番号： 保守（防災）第 号

点検日： 令和 年 月 日

受託者： _____ 印

[illegible]

1. 消防法令に基づき定めの時間、非常点灯するかどうか抜き取り方式により確認すること。
2. 抜き取りによる点検は、特定の器具に偏らないよう、点検履歴を確認の上、対象器具を選定すること。
3. ①～④等丸数字の凡例が記載されている項目は、該当する番号を記入すること。
4. 点検を実施した誘導灯及び誘導標識には、点検実施年月日が容易に識別できるように表示を行うこと。
5. 点検の実施を要しない場合も、対象設備の設置状況を調査の上、本票を作成すること。（この場合、点検結果の記載は要しない。）

誘導灯 P. 100

(参考様式)

連結送水管 耐圧試験結果通知書

兵庫県住宅供給公社 様

点検実施者

(株)〇〇〇〇〇〇〇 印

下記の連結送水管について、次のとおり耐圧試験を行いましたので報告いたします。

記

耐圧試験実施日	令和 年 月 日
防火対象物	対象名 県営〇〇〇〇住宅
	所在地

系 統 番 号	1	2	3	4
送 水 口 設 置 場 所	B棟東端	B棟西端		
送 水 圧 力 表 示	—	—		
ポ ン プ 送 水 圧 力	1.0 MPa	1.0 MPa		
配管等の変形の有無	無	無		
漏水(圧力低下)の有無	有	有		
判 定	×	×		
備 考	B棟東系統 逆止弁の送水口側フランジより漏水有(1.0MPa時50L/分) 送水口の平パッキン、放水口3・5・9Fの平パッキン不良 B棟西系統 埋設部分により漏水有(1.0MPa時50L/分) 送水口の平パッキン、放水口5Fの平パッキン不良			

測 定 機 器 及 び 仕 様		
ポンプ	製造会社	(株)△△△△△△
	型式	水槽付消防ポンプ自動車 XXXXXX
	出力	175HP/3000rpm
	検定級別	国家検定A-2級 検定番号 動第??-?-???
圧力計	製造会社	□□□□□(株)
	型式	???-???

防災設備点検業務 未済住戸リスト ((前半) ・ 後半)

団地名： 県営 神戸〇〇令和

工事番号: 保守(防災)第n号

受託者： 兵庫防災点検(株) 印

点検対象設備	号棟	号室	機器数量			備 考
			設計数量	点検分	未実施	
差動式球型感知器 (遠隔試験機能付を除く)	1	101				点検時不在
	1	102				"
	1	201				"
	1	302				"
			150	138	12	
定温式球型感知器 (遠隔試験機能付を除く)	1	101				点検時不在
	1	102				"
	1	201				"
	1	302				"
			50	46	4	
避難器具	1	101				点検時不在
	1	201				"
			6	4	2	

1. 機器数量欄は、設計数量と点検分の数量を差し引いた点検未実施分の数量を記載する。
2. 備考欄は、点検未実施となった理由を記載する。

不在宅 P. —

整理番号

定期検査報告書(昇降機等以外の建築設備等)

(第一面)

建築基準法第12条第2項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

.....殿

令和 年 月 日

報告者氏名

(所有者(管理者がある場合は管理者))

検査者氏名

1 所有者

- (1) 氏名のフリガナ ヒョウゴケン
 (2) 氏名 兵庫県
 (3) 郵便番号 650 - 8567
 (4) 住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 (5) 電話番号 078-362-3628

2 管理者

- (1) 氏名のフリガナ ヒョウゴケンジュウタクキョウキウコウシャ リジチョウ イノウエ カズトシ
 (2) 氏名 兵庫県住宅供給公社 理事長 井上 数利
 (3) 郵便番号 650 - 0011
 (4) 住所 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
 (5) 電話番号 078-232-9539

3 検査者

- (1) 資格等 ()建築士 ()登録 第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号
 (2) 氏名のフリガナ
 (3) 氏名
 (4) 勤務先 ()建築士事務所 ()知事登録 第 号
 (5) 郵便番号
 (6) 所在地
 (7) 電話番号

4 報告対象建築物

- (1) 所在地
 (2) 名称のフリガナ
 (3) 名称
 (4) 用途

5 検査による指摘の概要

- (1) 指摘の内容 「 法不適合の指摘あり (「 既存不適格)
 「 要注意の指摘あり 「 指摘なし
 (2) 指摘の概要

(3) 改善予定の有無 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

※ 受付欄

※ 記事欄

※ 判定欄

建築設備の状況等

1 建築物の概要

- (1) 階数 地上 階 地下 階 塔屋 階
- (2) 建築面積 m^2
- (3) 延べ面積 m^2
- (4) 検査対象建築設備 ☐ 換気設備 ☐ 排煙設備 ☐ 非常用の照明装置
☐ 給水設備及び排水設備

2 確認済証交付年月日等

- (1) 確認済証の有無 ☐ 有 ☐ 無
- (2) 確認済証交付年月日 年 月 日 第 号
- (3) 確認済証交付者 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()
- (4) 検査済証の有無 ☐ 有 ☐ 無 (完了年月 年 月)
- (5) 検査済証交付年月日 年 月 日 第 号
- (6) 検査済証交付者 ☐ 建築主事 ☐ 指定確認検査機関 ()

3 検査日

- (1) 今回の検査 年 月 日 実施
- (2) 前回の検査 ☐ 実施(年 月 日 報告) ☐ 未実施

4 換気設備の検査者

- (1) 資格等 () 建築士 () 登録 第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号
- (2) 氏名のフリガナ
- (3) 氏名
- (4) 勤務先 () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
- (5) 郵便番号
- (6) 所在地
- (7) 電話番号

5 換気設備の概要

- (1) 無窓居室 ☐ 自然換気設備 ☐ 機械換気設備 ☐ 中央管理方式の空気調和設備
☐ その他 ☐ 無
- (2) 火気使用室 ☐ 自然換気設備 ☐ 機械換気設備 ☐ その他 ☐ 無
- (3) 居室等 ☐ 自然換気設備 ☐ 機械換気設備 ☐ 中央管理方式の空気調和設備
☐ その他 ☐ 無
- (4) 防火設備 ☐ 防火ダンパー ☐ 防煙ダンパー ☐ 防火防煙ダンパー
☐ その他 ☐ 無

6 換気設備の検査の状況

- (1) 指摘の内容 ☐ 法不適合の指摘あり (☐ 既存不適格)
☐ 要注意の指摘あり ☐ 指摘なし
- (2) 改善予定の有無 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

7 排煙設備の検査者

- (1) 資格等 () 建築士 () 登録 第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号
- (2) 氏名のフリガナ
- (3) 氏名
- (4) 勤務先
- () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
- (5) 郵便番号
- (6) 所在地
- (7) 電話番号

8 排煙設備の概要

- (1) 避難安全検証法 ☐ 階避難安全検証法 (階) ☐ 全階避難安全検証法
☐ 適用なし
- (2) 特別避難階段の付室 ☐ 排煙機 ☐ その他 ☐ 無
- (3) 非常用エレベーターの乗降ロビー ☐ 排煙機 ☐ その他 ☐ 無
- (4) 居室等 ☐ 排煙機 ☐ その他 ☐ 無
- (5) 予備電源 ☐ 蓄電池 ☐ 自家用発電装置 ☐ その他 ()
- (6) 防火設備 ☐ 防火ダンパー ☐ その他 ☐ 無

9 排煙設備の検査の状況

- (1) 指摘の内容 ☐ 法不適合の指摘あり (☐ 既存不適格)
☐ 要注意の指摘あり ☐ 指摘なし
- (2) 改善予定の有無 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

10 非常用の照明装置の検査者

- (1) 資格等 () 建築士 () 登録 第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号
- (2) 氏名のフリガナ
- (3) 氏名
- (4) 勤務先
- () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
- (5) 郵便番号
- (6) 所在地
- (7) 電話番号

11 非常用の照明装置の概要

- (1) 照明器具 ☐ 白熱灯 ☐ 蛍光灯 ☐ 高輝度放電灯 ☐ その他 ()
- (2) 予備電源 ☐ 蓄電池 ☐ 自家用発電装置 ☐ その他 ()

12 非常用の照明装置の検査の状況

- (1) 指摘の内容 ☐ 法不適合の指摘あり (☐ 既存不適格)
☐ 要注意の指摘あり ☐ 指摘なし
- (2) 改善予定の有無 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

13 給水設備及び排水設備の検査者

- (1) 資格等 () 建築士 () 登録 第 号
 建築基準適合判定資格者 第 号
 建築設備検査資格者に関する講習を修了した者 第 号
- (2) 氏名のフリガナ _____
- (3) 氏名 _____
- (4) 勤務先 _____
- () 建築士事務所 () 知事登録 第 号
- (5) 郵便番号 _____
- (6) 所在地 _____
- (7) 電話番号 _____

14 給水設備及び排水設備の概要

- (1) 飲料水の配管設備 ☐ 貯水タンク ☐ 給水タンク ☐ その他
- (2) 排水設備 ☐ 排水槽 ☐ 排水再利用配管設備 ☐ その他
- (3) 圧力タンクの有無 ☐ 有 ☐ 無
- (4) 給湯設備の有無 ☐ 有 ☐ 無

15 給水設備及び排水設備の検査の状況

- (1) 指摘の内容 ☐ 法不適合の指摘あり (☐ 既存不適格)
☐ 要注意の指摘あり ☐ 指摘なし
- (2) 改善予定の有無 ☐ 有 (年 月に改善予定) ☐ 無

16 備考 特殊建築物等定期調査報告の状況 最後の報告年月 (年 月)
 整理番号

(注意)

1 各面共通関係

- (1) ※印のある欄は記入しないでください。
- (2) 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- (3) 所在地は、住居表示が実施されているときは住居表示で記入してください。

2 第一面関係

- (1) 報告者又は検査者の氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- (2) 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、(2)はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、(4)はそれぞれ法人の所在地を記入してください。

3 ハッチ部分の記入は要しない

前回の検査以降、所有者・管理者等に変更があった場合は以前の所有者・管理者の住所氏名、建築物の内装、建築設備の変更その他必要な事項があった場合は、下記に具体的に記入してください。

非常用の照明装置検査項目表

1 設備概要		居 室		廊 下		階 段	
照 明 器 具	イ 白熱灯	イ		イ		イ	
	ロ 蛍光灯	ロ		ロ		ロ	
	令和	ハ		ハ		ハ	
予 備 電 源	イ 蓄電池（内蔵形）	イ		イ		イ	
	ロ 蓄電池（別置形）	ロ		ロ		ロ	
	ハ 自家用発電装置	ハ		ハ		ハ	
	ニ 両者（ロ・ハ）併用	ニ		ニ		ニ	
前回の定期検査報告書		☐ 有 ・ ☐ 無		非常用の照明装置の完成図書		☐ 有 ・ ☐ 無	
非常用の照明装置の設計図書		☐ 有 ・ ☐ 無		非常用の照明装置の試験成績表 （予備電源、絶縁抵抗、照度関係）		☐ 有 ・ ☐ 無	
維持保全計画書		☐ 有 ・ ☐ 無					
関係法令に基づく検査記録		☐ 有 ・ ☐ 無		関係法令に基づく申請届出		☐ 有 ・ ☐ 無	
2 検査項目							
検 査 項 目		検 査 細 目		適用なし	法不適合	既存不適合	指摘内容
(1) 照明器具 「無」	①白熱灯 「無」	● 1 使用電球・ランプ等は、器具の仕様に適合しているか。					
	②蛍光灯 「無」	● 1 使用電球・ランプ等は、器具の仕様に適合しているか。					
	③高輝度放電灯 「無」	● 1 使用電球・ランプ等は、器具の仕様に適合しているか。					
	④その他 「無」						
(2) 予備電源 「無」	⑤蓄電池 「無」	I 電池内蔵形の蓄電池					
		1 電池内蔵形器具の場合で充電表示ランプ付きのものは正常に機能しているか。					
		● 2 器具は予備電源で点灯するか。					
		● 1 電池内蔵形器具は、分電盤の主開閉器又は器具の点検スイッチで予備電源に切替えられ点灯するか。					
		● 3 器具は予備電源で30分以上点灯するか。					
		II 照度測定					
		● 1 照度は確保されているか。					
		III 分電盤の検査（電池内蔵形）					
		● 1 分電盤の構造状態はよい。					
		2 接地線の接続状態はよい。					
		IV 配線の検査（電池内蔵形）					
		1 分岐回路の絶縁抵抗値はよい。					
		● 2 一般照明併用形の場合の配線は3線引き、又は4線引きとなっているか。					
● 3 消防法に基づく誘導灯と兼用器具の場合は、専用回路となっているか。							
● 4 防火区画等の貫通部の措置状態はよい。							
● 1 配電管等が防火区画等を貫通する場合は、適法な工法により維持されているか。							
● 2 防火区画等の貫通部は法令に適合する埋戻し等が保							

		V 電源別置形の蓄電池							
		● 1 器具は予備電源で点灯するか。							
		● i 電源別置形器具は、常用分電盤の停電検出回路の開閉器を遮断することにより、予備電源回路により点灯するか。							
		● 2 器具は予備電源で30分以上点灯するか。							
		VI 照度測定							
		● 1 照度は確保されているか。							
		VII 分電盤の検査（電源別置形）							
		● 1 分電盤の構造状態はよいか。							
		2 接地線の接続状態はよいか。							
		VIII 配線の検査（電源別置形）							
		● 1 設置場所に適合した耐熱配線が用いられているか。							
		2 幹線、分岐回路の絶縁抵抗値はよいか。							
		● 3 防火区画等の貫通部の措置状態はよいか。							
		● i 配電管等が防火区画等を貫通する場合は、適法な工法により維持されているか。							
		● ii 防火区画等の貫通部は法令に適合する埋戻し等が保たれているか。							
		● 4 配線の接続方法は適切に維持されているか。							
		● i 照明器具の口出線と配線は直接接続されているか。							
		● ii 分岐回路にスイッチ、コンセント等が接続されていないか。							
		● iii 他の電気回路が接続されていないか。							
		● iv 接続箇所の耐熱処理は十分か。							
		IX 切替回路の検査（電源別置方式）							
		● 1 常用の電源を「断」にすると自動的に予備電源に切替わるか。							
		● i 蓄電池設備の場合は瞬時に切替わるか、復電時は自動で常用の電源に切替わるか。							
		● ii 蓄電池設備と自家用発電装置が併用の場合、蓄電池設備は瞬時に、自家用発電装置は40秒以内に電圧が確立し自動切替で送電できるか。							
		* 2 電磁接触器等は異常はないか。							
		X 蓄電池の外観検査							
		1 蓄電池の転倒防止措置は適切に維持されているか。							
		XI 蓄電池の性能検査							
		1 蓄電池の端子電圧はよいか。							
		2 電解液比重及び温度はよいか。							
		3 均等充電を実施しているか。							
		4 結線、接続の状態はよいか。							
		XII 充電器の外観検査							
		1 充電器室の管理状態はよいか。							
		2 充電器の保守管理状態はよいか。							
		3 異臭、異音、異常な発熱はないか。							
		XIII 充電器の性能検査							
		1 計器の指示、充電装置の設定値はよいか。							
		2 継電器の作動状態はよいか。							
		3 絶縁抵抗値はよいか。							

⑥自家用発電装置	I 自家用発電装置										
	●1 器具は予備電源で点灯するか。										
	●i 電源別置形器具は、常用分電盤の停電検出回路の開閉器を遮断することにより、予備電源回路により点灯するか。										
	●2 器具は予備電源で30分以上点灯するか。										
	II 照度測定										
	●1 照度は確保されているか。										
	III 分電盤の検査（電源別置形）										
	●1 分電盤の構造状態はよいか。										
	2 接地線の接続状態はよいか。										
	IV 配線の検査（電源別置形）										
	●1 設置場所に適合した耐熱配線が用いられているか。										
	2 幹線、分岐回路の絶縁抵抗値はよいか。										
	●3 防火区画等の貫通部の措置状態はよいか。										
	●i 配電管等が防火区画等を貫通する場合は、適法な工法により維持されているか。										
	●ii 防火区画等の貫通部は法令に適合する埋戻し等が保たれているか。										
	●4 配線の接続方法は適切に維持されているか。										
	●i 照明器具の口出線と配線は直接接続されているか。										
	●ii 分岐回路にスイッチ、コンセント等が接続されていないか。										
	●iii 他の電気回路が接続されていないか。										
	●iv 接続箇所の耐熱処理は十分か。										
	V 切替回路の検査（電源別置方式）										
	●1 常用の電源を「断」にすると自動的に予備電源に切替わるか。										
	●i 蓄電池設備と自家用発電装置が併用の場合、蓄電池設備は瞬時に、自家用発電装置は40秒以内に電圧が確立し自動切替で送電できるか。										
	*2 電磁接触器等は異常はないか。										
	VI 自家用発電装置の外観検査										
	*1 燃料油、潤滑油、冷却水の量は十分か。										
	*2 空気槽の圧力は基準範囲か。										
	*3 セル始動用蓄電池の電圧及び電解液の状態はよいか。										
	4 各種の配管、可とう管又は接続部分の漏洩はないか。										
	5 発電機盤、自動制御盤の状態はよいか。										
	6 スイッチ、バルブ、ハンドルの位置は運転可能な位置となっているか。										
	7 自家用発電装置の転倒防止措置はよいか。										
	VII 自家用発電装置の性能検査										
	1 屋内設置の場合、換気設備の状態はよいか。										
	●2 電源切替はよいか。										
	*3 発電装置の始動・停止の状態はよいか。										
	4 原動機の子熱制御回路の状態はよいか。										
	5 運転中に油漏れ、ガス漏れ、漏水、その他Vベルト等に異常はないか。										

1 設備概要関係

- ① 照明器具及び予備電源の種類を設置室ごとに「イ」から「ニ」までの文字に○印を付けてください。
 - ② 「前回の定期検査結果書」欄以降については、欄ごとに「有」、「無」の「□」に「レ」マークを入れてください。
- 2 検査細目関係
- ① 当該建築物に、該当する検査細目がない場合は、「適用なし」の欄に「レ」マークを入れてください。
 - ② 検査結果については、「指摘」欄の「法不適合」、「既存不適格」、「要注意」、「指摘なし」の欄に、「レ」マークを入れてください。
 - ③ 「指摘内容」欄には、指摘の内容を記入してください。
 - ④ 「●」印は、建築基準法に基準のあることを示しています。
 - ⑤ 検査の結果を定期検査項目別評定書の指摘の内容の該当する項目に転記してください。
 - ⑥ 記入欄が不足する場合は、別紙に記載して添付してください。

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, similar to standard primary or secondary school notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There is no handwriting or other markings on the paper.

避難器具調査報告書の記載について

1. 点検は、消防設備士（甲種第5類又は乙種第5類）又は消防設備点検資格者（第2種）が行うこと（「点検者名資格」欄に該当する資格を記入すること。）。
2. 調査報告書は、前／後半の点検後に各1部ずつ提出すること（後半の報告書には前半の報告書の内容も踏まえて、記入すること。）。
3. 点検対象の避難器具すべて（救助袋、緩降機等も含む）について、記入すること（不良箇所がない場合でも「階別」～「設置配列」の各欄は記入すること。）。
4. ①～④等丸数字の凡例が記載されている項目は、該当する番号を記入し、「備考」欄に具体的な不良内容を記入すること。
5. 「寸法」欄について、寸法（角形の場合はタテヨコ、丸形の場合は直径）を記入すること。
（例：「450□」、「600φ」、「450×500」等）
6. 「設置配列」欄について、「①縦直列」は、当該階の避難器具の設置位置と直上階からの避難器具の降下位置とが同じ場合をいい、「②縦チドリ」は、避難器具の設置位置が上下階でずらしてある場合をいう。
7. 「器具の状況」欄について、「A・取替が必要」に該当するのは、原則として避難器具全体の取替が必要な場合とする。
 - (1)「A・取替が必要」の例
 - ・「①」～「③」：腐食が進行し、器具本体に穴が開く等器具本体の取替が必要な場合等
 - ・「①」～「③」：器具自体が破損、変形等により使用できず、取替が必要な場合等
 - ・「④」：現行基準への不適合等
 - ・「④」：その他器具本体の取替以外に修理の方法がないもの
 - (2)「B・補修・改修が必要」の例
 - ・「①」：注油、調整等により修理可能な場合等
 - ・「②」：発錆がないか、軽微な状態で、再塗装で修理可能な場合等
 - ・「④」：経年劣化による表示板の脱落、破損、文字消失等
 - ・「④」：照明用電池の劣化（一部の避難器具）
 - ・「④」：巻き上げレバー等備品の一部紛失等（補充が可能なもの）
 - ・「④」：入居者の家財道具等が障害物となり、避難器具が使用できないもの
 - ・「④」：その他部品交換等で修理可能なもの
 - (3)その他既存施設に構造上の不備がある場合には、その内容に応じて適宜記入する。
構造上の不備の例
 - ・避難器具の位置が上下階で同じ位置にある（降下位置に次の避難器具がある。）。
 - ・建物付属の物干台に物干竿を架けると、避難器具の位置にかかる。
 - ・梯子の段数が不足して飛び降りる必要がある。等
8. 不良箇所については、全箇所写真撮影の上、報告書とともに提出すること。
9. 「避難器具点検票」「不良箇所報告書」等、他の様式の記入内容と矛盾のないようにすること。
10. 入居者不在等で点検できなかった場合は、可能な限り、外部からの目視点検、周囲の同型の器具の状況から類推される不良内容を記入すること。
11. 後半に点検できなかった箇所については、前半の点検結果を記載し、「備考」欄に「前半点検結果による」等を記入すること。

対象住宅一覧（神戸地区）東

整理 番号	コード	住宅名	所 在 地	棟数	戸数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	緊急システム設置団地	遠隔監視
		(神戸市)							
1	001	住吉台鉄筋	東灘区住吉台 6-8	13	450	4,048.71	20,111.69		
		〃 (付属棟)	〃	1	-				
2	002	野寄鉄筋	東灘区西岡本 1-12	3	100	1,004.40	4,951.80		
		〃 (付属棟)	〃	1	-				
3	003	本庄高層	東灘区本庄町 2-12-23	1	72	610.30	5,549.00		有
4	005	深江北町高層	東灘区深江北町 3-7	1	118	1,347.85	8,336.88	愛知11戸	有
5	006	深江北町第2住宅	東灘区深江北町5丁目5	1	110	1,214.86	7,192.91	愛知10戸	有
		〃 (付属棟)	〃	1	-				
6	007	深江鉄筋	東灘区深江北町 2-7 (1,2号棟) 東灘区深江北町 2-13 (3~5号棟) 東灘区深江北町 2-6 (6,7号棟) 東灘区深江北町 1-4 (8号棟) 東灘区深江北町 2-2 (9号棟)	9	236	4,383.20	15,824.31		
		〃 (付属棟)	〃	1	-				
7	008	深江本町高層	東灘区深江本町 3-4-4	1	28	355.80	1,995.17		有
8	009	本山南町鉄筋	東灘区本山南町 2-14	2	47	956.22	3,362.10		
9	010	青木高層	東灘区北青木 1-2	2	164	1,463.92	14,240.96		有
10		青木鉄筋	東灘区北青木 1-2, 1-2-5	5	150	2,723.34	10,634.56		有
11	011	青木第2鉄筋	東灘区北青木 2-3	1	39	566.00	2,731.00		
12	012	魚崎南鉄筋	東灘区魚崎南町 2-13-1 他	4	72	807.37	3,582.26	アイホン73戸	
		〃 (付属棟)	〃	1	-				
13	013	魚崎南高層	東灘区魚崎南町 5-10-7	1	130	1,479.71	8,951.69		
14	031	篠原北町鉄筋	灘区篠原北町 4-9	4	58	1,315.50	3,959.10		
15	032	楠丘高層	灘区楠丘町 3-1	1	202	1,189.15	10,174.17		有
		〃 (付属棟)	〃	1	-				
16	033	岩屋北町高層・鉄筋	灘区岩屋北町 4-3-24	2	64	953.75	3,606.64	アイホン55戸	有
17	034	灘の浜高層	灘区摩耶海岸通 2-3	3	286	4,220.27	25,360.20	アイホン150戸	有
18	041	大日高層	中央区大日通 1-2-10	1	105	1,930.42	7,875.81		有
19	042	大倉山高層	中央区下山手通 7-18	2	510	4,932.21	32,487.02	アイホン333戸	有
20	043	南本町高層・鉄筋	中央区南本町通 4-4-1,2	2	75	973.81	4,659.69	アイホン67戸	有
21	044	脇の浜高層	中央区脇浜海岸通 3-2-10	4	253	2,822.23	18,032.59	アイホン160戸	有
22	051	大倉山住宅	兵庫区馬場町 1 2	2	47	973.13	3,377.10	アイホン11戸	有
		〃 (付属棟)	〃	1	-				
23	052	上湊川高層	兵庫区荒田町 2-20	1	334	2,484.18	22,623.76		有
24	054	大開高層	兵庫区大開通 8-2	1	270	2,317.98	21,488.67		有
25	055	明和高層	兵庫区明和通 2-1-1	1	226	2,913.72	14,740.48	アイホン118戸	有

対象住宅一覧（神戸地区）東

[illegible]

対象住宅一覧（神戸地区）西

[illegible]

対象住宅一覧（北播磨地区）

整理 番号	コード 番号	住宅名	所 在 地	棟数	戸数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	遠隔監視 (モニター・戸数)	遠隔監視
		(西脇市)							
1	701	西脇日野ヶ丘住宅	富吉南町下ノ山249-12	1	84	572.38	2,786.86	71棟30戸	有
		〃 (付属棟)	〃	1	—		38.25		
2	702	西脇蒲江住宅	蒲江 5 7 7	1	41		2,716.23	71棟	
3	703	西脇鹿野	鹿野町554-2	1	33	1,121.36	2,233.68	71棟9戸	有
		〃 (付属棟)	〃	1	—		8.77		
4	705	西脇谷町鉄筋・住宅	谷町 108-1	4	103			71棟	有
		〃 (付属棟)	〃	2	—				
		(多可郡多可町)							
5	707	八千代下野間住宅	八千代区下野間33-349	1	21	632.84	1438.84	71棟3戸	有
		〃 (付属棟)	〃	1	—	10.8	10.8		
		(小野市)							
6		小野田園町鉄筋	田園町 859-1	2	75	1,919.35	12,571.89	71棟21戸	有
	722	〃 (付属棟)	〃	1	—		115.5		
		小野田園町住宅	田園町 859-1	1	30				有
7	723	小野垂井鉄筋	神明町 417-4	5	160	1,681.41	8,407.05		
		〃 (付属棟)	〃	2	—		76.80		
		(加東市)							
8	725	社上中鉄筋	上中 2-16	5	80	1,273.30	5,093.20		
		〃 (付属棟)	〃	2	—		89.32		
9	726	社梶原鉄筋	梶原 333-4	2	70	949.37	4,727.75		有
		〃 (付属棟)	〃	1	—		82.22		
		(三木市)							
10		三木朝日ヶ丘鉄筋	別所町朝日ヶ丘 1-141	1	36	901.65	2,369.31	愛知時計13戸	有
	742	〃 (付属棟)	〃	1	—		113.24		
11		三木朝日ヶ丘	〃	1	36	1,017.17	2,426.28	パナソニック6戸	有
12	743	三木高木鉄筋	別所町高木 70	7	200	3,145.00	12,580.00		
		〃 (付属棟)	〃	1	—		98.48		
13	744	三木大塚鉄筋	大塚 2-3-45	4	150	1,373.58	6,867.90		
		〃 (付属棟)	〃	1	—		64.80		
14	745	三木大塚第2鉄筋	大塚 2-3-26	2	26	577.04	1,769.56		

対象住宅一覧（北播磨地区）

整理 番号	コード 番号	住宅名	所 在 地	棟数	戸数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	遠隔監視 (カメラ・戸数)	遠隔監視
		(加西市)							
15	746	加西北条鉄筋	北条町北条 452-3	3	51	1,234.93	3,399.18		
		" (付属棟)	"	2	—		62.38		
16	747	加西東高室高層	北条町東高室 1161-1	1	35	442.49	2,435.22	パナソニック7戸	有
17		加西東高室鉄筋	北条町東高室 1161-1	2	43	1,028.56	3,023.11	愛知時計6戸	
		" (付属棟)	"	2	—		37.26		
18	748	加西段下テラス (付属棟)	加西市段下町字開き	1		30.2	30.2		
		東播磨地区 (計)	17 住宅	63	棟				

対象住宅一覧（西播磨地区）

整理 番号	コード 番号	住宅名	所 在 地	棟数	戸数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	緊急通報システム (モニター・戸数)	遠隔監視
		(相生市)							
1	761	相生岩狹野高層・鉄筋	相生市岩狹野町八洞 370他	3	108	1,879.93	7,522.02	7(426戸) パナソニック15戸	有
		" (付属棟)	"	3	—	145.55	145.55		
		(赤穂市13)							
2	762	赤穂湯の内鉄筋	赤穂市大津字長坂 652-3	1	35	695.36	2,423.41		有
		" (付属棟)	"	2	—				
3	763	赤穂中広鉄筋	赤穂市中広 1070, 1077-3	4	71	1,336.37	4,724.38		
		" (付属棟)	"	1	—				
4	764	赤穂千鳥高層	赤穂市中広 1576-32, 74	3	216	2,663.49	16,486.95	パナソニック24戸	有
		" (付属棟)	"	1	—				
5	765	赤穂尾崎鉄筋	赤穂市尾崎字水尾 3104-5	3	90	1,048.05	5,240.25		有
		" (付属棟)	"	2	—	78.97	78.97		
		(たつの市→旧龍野市12)							
6	771	新宮向畑住宅	たつの市新宮町新宮 1088	1	60	1,645.17	4,040.72	パナソニック6戸	有
		" (付属棟)	"	1	—	99.63	99.63		
7	772	新宮中野庄	たつの市新宮町中野庄 177-1	1	36	1,212.23	2,536.35	パナソニック6戸	有
8	773	新宮船渡鉄筋	たつの市新宮町船渡 57-1	1	60	1,414.11	4,546.14		有
		" (付属棟)	"	3	—	720.01	2,551.40		
9	774	龍野谷田鉄筋	たつの市荅田町広山 1-1	3	39	720.01	2,551.40		
		" (付属棟)	"	1	—	10.60	10.60		
10	775	龍野中臣	たつの市掛保町 1330-1, 1619	2	99	844.16	3,946.50	パナソニック16戸	有
		" (付属棟)	"	1	—	143.32	143.32		
		(太子町45)							
11	776	太子天満山鉄筋	揖保郡太子町天満山 91-2	7	230	2,227.64	11,138.20		
		" (付属棟)	"	1	—	99.63	99.63		
		(穴栗市)							
12	791	一宮須行名鉄筋	穴栗市一宮町須行 866-26	1	21	508.28	1360.89	パナソニック6戸	有
		" (付属棟)	"	1	—	11.47	11.47		
13	792	山崎三谷鉄筋	穴栗市山崎町三谷向山 57-4	3	36	752.64	2,257.92		
		" (付属棟)	"	2	—	49.33	49.33		
14	794	山崎横須鉄筋	穴栗市山崎町横須 102	1	27	754.02	1,819.67	パナソニック9戸	有
		" (付属棟)							
		(赤穂市)							
15	811	播磨科学公園都市高層	赤穂郡上郡町光都2-20	1	99	1,042.78	4,679.27		
			15住宅	54棟					

対象住宅一覧（但馬・丹波地区）

整理番号	コード番号	住宅名	所在地	棟数	戸数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	緊急通報システム設置団地	遠隔監視
		(豊岡市)							
1	801	豊岡一本松住宅	庄境 977-1	2	87			71棟	有
		" (付属棟)	"	1	—				
2	803	豊岡高屋鉄筋	高屋 570-23	1	20	510.78	2,049.99		
3	804	豊岡今森鉄筋	今森 281-1	1	54	1,000.66	3,755.46	71棟14戸	
4	805	日高国府高層	日高町上石 234-1	1	78	1,454.91	5,756.58	松下7戸	有
		" (付属棟)	"	3	—	192.41	192.41		
5	806	出石室見台鉄筋	出石町細見 850	1	27	593.95	2,000.19	71棟3戸	
		" (付属棟)	"	1	—	12.93	12.93		
		(養父市)							
6	808	八鹿伊佐鉄筋	八鹿町伊佐 335	3	36	939.33	2,417.40		
7	810	八鹿国木鉄筋	八鹿町国木615-74	1	16				
		" (付属棟)	"	2	—				
8	811	養父広谷上箇鉄筋	養父町上箇宮ノ前 448-2	1	24	430.56	1,633.44		
		" (付属棟)	"	1	—	7.09	7.09		
9	812	養父広谷上野テラス (付属棟)	養父町東上野 1288	2	—	64.80	64.80		
		(朝来市)							
10	814	和田山牧田鉄筋	和田山町牧田カサシ1656-1	2	40	450.16	2,250.80		
		" (付属棟)	"	2	—	65.50	65.50		
		(香美町)							
11	817	村岡テラス (付属棟)	美方郡香美町村岡区村岡 320-2	1	—	3.72	3.72		
		(浜坂町)							
12	818	浜坂三谷テラス (付属棟)	美方郡浜坂町三谷字下河原 49	2	—	64.80	64.80		
		(温泉町)							
13	819	温泉町テラス (付属棟)	美方郡温泉町湯 865	2	—	64.80	64.80		
		(篠山市S2)							
14	842	篠山乾新町鉄筋	篠山市乾新町 175-1	1	21	637.68	1,538.98		
15	843	篠山吹上鉄筋	篠山市吹上 70-2	1	65	969.08	4,365.93		有
		" (付属棟)	"	1	—	73.66	73.66		
16	844	篠山橘ヶ坪	篠山市橘ヶ坪赤早瀬甲 57	1	50	1,218.75	3,237.45	71棟12戸	
		" (付属棟)	"	1	—	61.20	61.20		

対象住宅一覧（但馬・丹波地区）

		(丹波市76)							
17	845	市島中竹田鉄筋	市島町中竹田 4510	1	30	481.30	1,996.86	松下10戸	
		" (付属棟)	"	1	—	12.76	12.76		
18	846	氷上成松鉄筋	氷上町成松字高畑 500-7	4	80	1,307.30	5,229.20		
		" (付属棟)	"	2	—	88.31	88.31		
19	847	氷上石生	氷上町石生 1051	1	24	819.89	1,810.64	71棟6戸	有
		" (付属棟)	"	1	—	9.94	9.94		
20	848	春日石オテラス (付属棟)	春日町園部 26	2	—	71.83	71.83		
21	849	柏原南多田鉄筋	柏原町柏原字下角 2984-1	2	70	2,013.37	10,066.85		
		" (付属棟)	"	2	—	117.07	117.07		
		柏原南多田住宅		1	78			71棟6戸	有
		但馬・丹波地区 (計)	21 住宅	52	棟				

対象住宅一覧（淡路地区）

整理 番号	コード 番号	住宅名	所 在 地	棟数	戸数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	緊急通報システム 設置団地	遠隔監視
		(洲本市)							
1	861	五色都志鉄筋	洲本市五色町都志 285-8	1	20	382.97	1,282.53	71棟12戸	
2	862	五色都志テラス（付属棟）	洲本市五色町都志万歳字白畑 48	2	—	10.80	10.80		
3	864	五色広石鉄筋	洲本市五色町広石中 235-2	2	36	881.10	2,450.16		
			洲本市五色町広石中 235-2	1	—	7.08	7.08		
4	865	洲本下内膳鉄筋	洲本市下内膳字西ノ内 464-2	1	30	275.88	1,379.40		
		〃（付属棟）	〃	2	—	60.25	60.25		
5	867	洲本上加茂鉄筋	洲本市上加茂 72-1	4	100	1,191.70	5,958.50		
		〃（付属棟）	〃	2	—	88.32	88.32		
6	868	洲本物部鉄筋	洲本市物部 3-9-56	1	32	346.76	1,387.04		
7		洲本物部住宅	洲本市物部 3-9-56	2	62	580.13	3,964.12	71棟21戸	有
8	869	洲本宇原鉄筋	洲本市宇原 755-1	5	150	1,531.22	7,656.10		
		〃（付属棟）	〃	1	—	64.80	64.80		
		(南あわじ市)							
9	870	緑広田鉄筋	南あわじ市広田中筋字森ケ内 679-4	1	22	377.40	1,383.80		
		〃（付属棟）	〃	1	—	7.09	7.09		
10	871	緑倭文鉄筋	南あわじ市倭文長田 281-1	1	24	473.92	1,582.40		有
		〃（付属棟）	〃	1	—	10.00	10.00		
11	872	三原榎列鉄筋	南あわじ市榎列松田風呂谷 748-1	2	40	467.50	2,337.50		
		〃（付属棟）	〃	2	—	75.40	75.40		
12	874	西淡志知鉄筋	南あわじ市志知南宮ノ前 4-1	1	12	242.44	848.54		
		〃（付属棟）	〃	1	—	4.96	4.96		
13	875	南淡賀集鉄筋	南あわじ市賀集立川瀬 3-2	1	22	377.40	1,383.80		
		〃（付属棟）	〃	1	—	6.82	6.82		
14	876	南淡福良鉄筋	南あわじ市福良丙 39	1	40	369.73	1,848.65		
		〃（付属棟）	〃	1	—	51.30	51.30		
		(淡路市)							
15	877	東浦久留麻鉄筋	淡路市久留麻 18-3	3	80	935.00	4,675.00		
		〃（付属棟）	〃	2	—	77.33	77.33		
16	878	東浦久留麻第2鉄筋	淡路市久留麻 31-19	1	20	351.02	1,250.61	71棟12戸	
		〃（付属棟）	〃	1	—	56.64	56.64		
17	880	北淡浅野南鉄筋	淡路市浅野南 66,59-1	2	65	987.45	4,653.46	71棟20戸	有
		〃（付属棟）	〃	2	—	112.44	112.44		
18	881	北淡育波鉄筋	淡路市育波字 2092	1	20	426.16	1,462.90	71棟4戸	有
		〃（付属棟）	〃	1	—	9.02	9.02		
19	882	一宮尾崎鉄筋	淡路市尾崎 1743-1	1	21	556.61	1,430.72	松下9戸	有
		〃（付属棟）	〃	1	—	41.00	41.00		
20	884	一宮北山第2鉄筋	淡路市北山 10-1	1	20	392.18	1,282.18	71棟16戸	有
		〃（付属棟）	〃	1	—	—	—		

対象住宅一覧（淡路地区）

整理 番号	コード 番号	住宅名	所 在 地	棟数	戸数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	緊急通報システム 設置団地	遠隔監視
2 1	885	津名中田鉄筋	淡路市中田 18-1.50-2	2	60	878.16	3,634.09	71棟234戸	
		" (付属棟)	"	2	-	110.54	110.54		
2 2	887	津名塩尾鉄筋	淡路市塩尾字古川井手 749-8	3	70				
		" (付属棟)	"	2	-	80.87	80.87		
			22住宅	64	棟				